

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について（第2報）

2020年4月27日
株式会社パルシステム電力

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は3月24日にお知らせした【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「パルシステムでんき」の電気料金特別措置について】の特別措置を拡大することをお知らせいたします。

1. 特別措置の拡大内容

【パルシステムでんき4月・5月検針分の電気料金の支払い期限を1ヵ月延長から原則2ヵ月へ延長いたします。】

- ・6月分電気料金の支払期限の延長は1か月間となります。（3月24日のお知らせとおり）
- ・支払い期限延長起算日は2020年3月19日とし以後の電気使用料金について延長対象といたします。
- ・申告をいただきましたら、該当月の請求料金を翌々月請求へ変更します。
- ・請求を2ヵ月延長した場合、翌々月請求は2ヵ月分の請求額になります。
- ・請求書反映の締日以降に連絡があった場合は、翌月の請求を2ヵ月延長とします。

2. 特別措置の申告方法

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※1」を受けている組合員からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。
ご希望される組合員は、以下へお問い合わせください。

3. お問い合わせ窓口

パルシステムでんき 問合せセンター
0120-868-106
受付時間：月曜 ～ 土曜 9:00 ～ 17:00

※1「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくは[こちら](#)（厚生労働省ホームページ）からご確認ください。